

★ 旅券（パスポート）申請のご案内

千葉県マスコット
キャラクター
チーバくん



- 原則として千葉県内に住民登録をしている方が、申請できます。
(千葉県内に住民登録をしていない方は2ページ「居所申請」をご覧ください。)

【旅券（パスポート）申請手続きについて】

【必要書類】

書類は全て原本が必要です

下の①～⑤からご自身に当てはまる項目を選び、右表の該当する書類（○印等の付いた書類）をご持参ください。

- ・申請書は10年用と5年用があります。
- ・申請日に18歳未満の方は5年旅券のみ、申請できます。
- ・「戸籍謄本」が必要です。戸籍抄本、改製原戸籍、戸籍の附票、除籍謄本及び除籍抄本は不可です。

【訂正新規申請】及び【切替新規申請】について

- ◆有効な旅券を申請時に提示し、新たな旅券の発給申請を行うことです。
- ◆提示していただいた旅券は、新しい旅券の交付時に返納していただき、失効処理(穴あけ)をしてお返しします。(残存有効期間は切捨てになります。)
- ◆新たに旅券を発給するため、旅券番号は変わります。

一般旅券発給申請書 (10年用又は5年用) 「一通」	戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) 「二通」	写真 (枚)	本人確認のための書類 ※コピーは不可	前回発給を受けた旅券	紛失一般旅券届出書 「一通」	その他の書類	住民票
詳細は3・6ページ参照							
① 初めての旅券申請	○	○	1	○			
② 前回取得した旅券の有効期限切れ	○	○	1	○	※2		
③ 【訂正新規申請】 有効旅券の記載事項に変更がある ※1	○	○	1	○			
④ 【切替新規申請】 旅券の記載事項に変更は無いが、右記の理由により申請	ア 旅券の残存有効期間が1年未満	○	1	○			
	イ 旅券の査証欄の余白なし ※1	○	1	○			
	ウ 旅券の損傷	○	※3	1	○	○	※4
⑤ 有効旅券の紛失	ア 有効旅券の紛失・盗難・焼失	○	○	2	○	○	※5
	イ 外国で旅券を紛失し帰国のための渡航書で帰国	○	○	1	○		※6

原則不要

※7

- ※1 現在お持ちの有効な旅券の氏名・本籍の都道府県名・性別・生年月日の変更があった場合、又は旅券の査証欄の余白が足りなくなった場合に、お持ちの旅券と有効期間満了日を同一とする「残存有効期間同一旅券」の申請をすることもできます。その場合には、一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）へのご記入が必要となります。申請用紙をお間違えないようご注意ください。
- ※2 失効した旅券も可能な限りご持参ください。申請受付時に確認の上、失効処理（穴あけ）をしてお返しします。
- ※3 原則として不要ですが、旅券が著しく損傷しているとき、身分事項ページが一部でも読み取れないときは、戸籍謄本が必要な場合があります。また、一般旅券発給申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、戸籍謄本が不要な方も本籍をご確認の上、申請にお越しください。
- ※4 損傷の経緯を記載した事情説明書（様式自由）
- ※5 ●紛失・盗難の場合には、警察に遺失届（盗難届）を提出したことを証明する書類1通（この書類が入手できないときは、警察へ届け出た遺失届（盗難届）の受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。）
●焼失の場合には、消防署又は市区町村が発行した罹災証明書1通
●上記書類がない場合には、事情説明書の提出が必要となる場合があります。
- ※6 帰国のための渡航書
- ※7 千葉県内に住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して現住所を確認しますので提出不要です。
次のいずれかに該当する方は、住民票（個人番号の記載がなく、発行日から6ヶ月以内で記載内容が最新のものを1通ご用意ください。
○住基ネットの利用を希望しない方 ○居所で申請される方（P2参照） ○住民登録の変更後すぐに申請される方

お問合せ先

千葉県旅券事務所 043 (238) 5711 (音声案内)

※県の窓口については7ページを、市町窓口については8ページをご覧ください。

千葉県ホームページ

千葉県 パスポート

検索



パスポートトップページ

●旅券の発給申請手続きが一部マイナポータルからできます。（7ページ参照）

（令和7年3月24日現在）

申請についてのご注意

代理提出（代理申請）について

◆申請書類の提出は代理の方でもできます。（受取は申請者本人でないとできません。）

ただし、**紛失・盗難・焼失の届出や居所申請をする場合、刑罰等関係などに該当する方は、申請者本人がお越しください。**（※申請者＝旅券名義人となる人）

①申請者は、**申請書の黒い太枠部分（表と裏両方）**及び裏面の「**申請書類等提出委任申出書**」への記入が必要です。（記入例をよく参照してください。）

②本人確認書類は、**申請者本人と代理提出者のものが必要です。**（6ページ参照）

③7人以上の団体で代理提出する場合は、3日前までに受付日時を予約してください。

未成年者の申請について

◆申請日に18歳未満の方は**5年旅券のみ申請**できます。

①申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（原則として父又は母）又は後見人の署名が必要です。

②親権者又は後見人が**遠隔地に在住等の理由**で、申請書に署名ができない場合は、親権者又は後見人の署名のある旅券申請同意書を提出してください。同意書の様式は、千葉県ホームページ（1ページ参照）からダウンロードできます。

居所申請について

◆千葉県内に居住しているが、**千葉県内に住民登録をしていない方は、居所申請申出書の他、以下の書類が別途必要です。**

※代理提出（申請）はできません。必ずご本人が申請してください。

千葉県以外に住民票がある方①及び②	一時帰国者で千葉県内に居所がある方
①住民票1通（発行日から6カ月以内のもの） ＊マイナンバー（個人番号）の記載のないもの ②居所の立証書類（下記からいずれか1点） ・6カ月以内の消印がある郵便物、又は最新の公共料金の請求書（居所の住所・申請者の氏名が記載されているものに限る） ・居所の記載がある運転免許証又は学生証 ・居所の賃貸借契約書 ・船員手帳及び居所（停泊地）を証明する船長又は所属会社からの証明書 ・上記の書類が用意できない場合は居所証明書	◆下記からいずれか1点 ・有効中の査証 ・滞在許可証 ・外国政府が発行した外国人登録証 ・永住証明書 ・再入国許可証 ・外国旅券（二重国籍者の場合）

刑罰等に該当する場合

◆申請書の「刑罰等関係」の1～6いずれかに該当する方（下記参照）は、**事前に千葉県旅券事務所にお問い合わせください。**（☎043-238-5711）審査に1～2カ月程度を要しますので、ご注意ください。

なお、該当する方は市町窓口での申請・受取はできません。

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがある方。
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態にある方。
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けている方、また、刑の執行を受けなければならない状態にある方。
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがある方。
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがある方。
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがある方。

その他

◆前回、旅券の発給申請をしてその旅券を受け取らなかった方は、必ず窓口にお申し出ください。

（未交付失効後5年以内に再度申請を行う場合は、通常の手数料に加えて別途手数料が必要となります。）

◆外国式の氏名の表記を希望する等の理由で、申請の際に日本語以外で書かれた疎明資料をご用意いただいた場合は、邦訳も併せてお持ちください。

◆パスポートの残存有効期間が1年以上あり、就労や留学等で査証取得のためにパスポートの切替が必要な方は、**別途事情を確認できる書類が必要です。**事前にご本人からお電話で窓口にご相談ください。

※旅券の査証欄の増補申請は令和5年3月27日の旅券法改正により廃止されました。

一般旅券発給申請書（折り曲げ厳禁）

- ◆10年用と5年用があり、申請時に未成年の方は5年用のみ、成年の方はどちらかを選択できます。
- ◆残存有効期間同一旅券を申請される方は、上記のものではなく、「残存有効期間同一用」の申請書にご記入ください。

※ダウンロード申請書については、下記外務省のホームページをご参照ください。

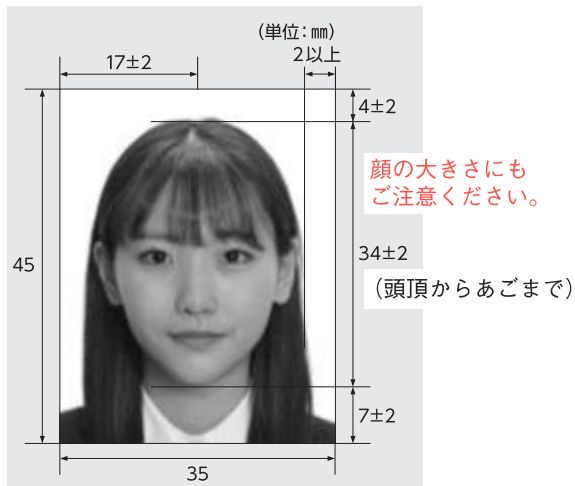
「パスポート申請書ダウンロード」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

戸籍謄本（戸籍抄本、改製原戸籍、戸籍の附票、除籍謄本及び除籍抄本は不可）

- 発行日から6か月以内で、記載内容が最新のもの。
- 旅券を有効期間内に切り替える場合で、氏名、生年月日、性別、本籍の都道府県に変更のない方は省略できます。
なお、申請書に本籍記入欄がありますので、ご自分の本籍を番地まで記入できるようご確認ください。
- 同一戸籍内の家族が同時に申請する場合は、家族全員が記載された戸籍謄本1通で申請できます。

写真（カラー・白黒どちらでも可。旅券にそのまま転写されます。）

◆写真は申請書に貼らずにそのままお持ちください。



1. 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出日前6か月以内に撮影されたもの
3. 無帽であるもの
4. 縁なしで左図の寸法を満たしたもの
5. 目や顔、頭の輪郭がはっきり分かるもの
6. 背景（影を含む）がないもの

※乳幼児など、顔の長さを最小値の32mmとしても横幅内に顔が収まらない場合は、耳を含めた顔全体を写真に収めてください。

（ただし、耳の横の余白は2mm以上必要です。）

※背景は、白色を推奨します。

不適当な例



顔の輪郭が隠れているもの



髪が目にかかっているもの



目を大きくしたり、顔のパーツが変形したもの



変形やマスキング等の画像処理を施したもの



口角が上がる等により実際の容姿と著しく異なるもの

〈その他の不適当な例〉

- ・カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着しているもの
- ・画質が粗悪なもの、傷・汚れがあるもの
- ・背景に影や壁の柄があるもの
- ・顔や頭の輪郭が隠れているもの（幅の広いヘアバンド、アクセサリなど）
- ・反転したもの



眼鏡に照明が反射したもの



眼鏡のフレームが目にかかっているもの



頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの



補助者の体の一部が写り込んでいるもの



ピンはけや手ぶれにより不鮮明なもの

※デジタル写真の場合

網状のドットやジャギー（階段状のギザギザ模様）インクのにじみがあるもの等は受付できません。デジタルカメラを利用する場合はご注意ください。

※上記の例に当てはまらない写真であっても、ふさわしくない写真と判断したもの、規格を満たさないものは撮り直しをお願いする場合があります。

（眼鏡をかけて撮影する場合は特にご注意ください。なお、眼鏡の着用・非着用を検討されている場合は、より確実な本人確認のため、眼鏡の非着用を推奨しております。）

写真の規格については、外務省HPもご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

記入例

(黒又は濃い青のボールペンやインクで記入してください。) この記入例は
サインペン、マジック、消せるボールペンは不可。 5年用、10年用共通です。

- ・申請書は機械で読み取りますので、丁寧に記入し、折り曲げたりしないでください。
- ・訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、正しい内容を書き加えてください(修正テープ等使用不可)。ただし、「所持人自署」欄の署名を書き損じた場合(枠からはみ出し、なぞり、付け足し、かすれ等を含む。)には訂正ができないので、新しい申請書に書き直してください。

所持人自署 (訂正できません。)

(おもて)

所持人自署はそのまま旅券に転写されます。
必ず申請者本人が枠内に署名してください。
小学生以上の方は、必ず本人が日本語又は
ローマ字等で署名してください(漢字で署名
できない場合はひらがなで署名してください。)
また、点線から上に1行で署名してください。

〈例〉漢字で書く場合

山田 太郎

ローマ字で書く場合

Taro Yamada

幼児等がひらがなで書く場合

やまだ たろう

乳幼児等で本人が署名できない場合は、
親権者が代筆し、例のように代筆者名を下欄
に記入してください。

〈例〉TARO YAMADA

by k.YAMADA (mother)

山田 太郎

山田 明(父)代筆

※障害のある方等で署名が困難な場合は、
事前にご相談ください。

★署名としてよくない例

×枠からはみ出した署名

TARO YAMADA

×署名をなぞったもの

山田 太郎

×インクが薄かったり、カスレたもの

山田 太郎

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 一般旅券発給申請書 (5年用)

受理年月日 受理番号 区分 確認

有効期間 ☒ 5年 発行年月日 交付年月日 旅券番号

写真貼らずにお持ちください
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦5mm×横35mm
(ふちなし、横は頭部から
肩までが34mm±2mm)
※提出された写真は旅券に転写
されます。
※裏面に氏名を記載してください。

氏名 (左詰めで記入)
姓 ヤマダ 名 タロウ
姓 YAMADA 名 TARO

性別 ☒ 男 ☒ 女 生年月日 19981005
本籍 神奈川県 横浜市中央区山下町5丁目0番

所持人自署 (この欄は旅券にそのまま転写されます)
山田 太郎

旅券番号 MQ 1 2 3 4 5 6 7 発行年月日 19981005
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 YAMADA

この申請書を出す日の年齢 18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。
満()歳 私は有効期間が(5)年 旅券の発給を希望します ☒

現住所 〒260-0855 千葉県中央区市場町1-1
電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
携帯 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

住所 東京都千代田区霞が関2-2-1
氏名 山田 松子 申請者との関係 母 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。
(本人又は法定代理人が記入してください。)

刑罰関係	1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	☐	はい	☒ いいえ
	2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	☐	はい	☒ いいえ
	3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。	☐	はい	☒ いいえ
	4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	☐	はい	☒ いいえ
	5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	☐	はい	☒ いいえ
	6. 国の援助等を必要とする外国人に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	☐	はい	☒ いいえ

現在外国の国籍を有していますか。
(前該当する枠内に✓印を記入してください)
はい ☐ いいえ ☒

「はい」の場合
どの国の国籍ですか。 取得年月日 年 月 日
どのような方法で取得しましたか。
外国籍の父又は母の子として出生 ☐
外国での出生 ☐
外国人との婚姻又は養子縁組 ☐
帰化申請又は帰化取得届出 ☐

外務省 03 13条 10 別名併記 14 15条 16条 17条 18条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条 26条 27条 28条 29条 30条 31条 32条 33条 34条 35条 36条 37条 38条 39条 40条 41条 42条 43条 44条 45条 46条 47条 48条 49条 50条 51条 52条 53条 54条 55条 56条 57条 58条 59条 60条 61条 62条 63条 64条 65条 66条 67条 68条 69条 70条 71条 72条 73条 74条 75条 76条 77条 78条 79条 80条 81条 82条 83条 84条 85条 86条 87条 88条 89条 90条 91条 92条 93条 94条 95条 96条 97条 98条 99条
コード欄 04 別立地域 11 未へボン 15 未へボン 16 未へボン 17 未へボン 18 未へボン 19 未へボン 20 未へボン 21 未へボン 22 未へボン 23 未へボン 24 未へボン 25 未へボン 26 未へボン 27 未へボン 28 未へボン 29 未へボン 30 未へボン 31 未へボン 32 未へボン 33 未へボン 34 未へボン 35 未へボン 36 未へボン 37 未へボン 38 未へボン 39 未へボン 40 未へボン 41 未へボン 42 未へボン 43 未へボン 44 未へボン 45 未へボン 46 未へボン 47 未へボン 48 未へボン 49 未へボン 50 未へボン 51 未へボン 52 未へボン 53 未へボン 54 未へボン 55 未へボン 56 未へボン 57 未へボン 58 未へボン 59 未へボン 60 未へボン 61 未へボン 62 未へボン 63 未へボン 64 未へボン 65 未へボン 66 未へボン 67 未へボン 68 未へボン 69 未へボン 70 未へボン 71 未へボン 72 未へボン 73 未へボン 74 未へボン 75 未へボン 76 未へボン 77 未へボン 78 未へボン 79 未へボン 80 未へボン 81 未へボン 82 未へボン 83 未へボン 84 未へボン 85 未へボン 86 未へボン 87 未へボン 88 未へボン 89 未へボン 90 未へボン 91 未へボン 92 未へボン 93 未へボン 94 未へボン 95 未へボン 96 未へボン 97 未へボン 98 未へボン 99 未へボン
(別記第2号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4

旅券（パスポート）に使用されている略語

性別	生年月日、発行年月日、有効期間満了日の月表示				
M : MALE (男性)	JAN : JANUARY (1月)	APR : APRIL (4月)	JUL : JULY (7月)	OCT : OCTOBER (10月)	
F : FEMALE (女性)	FEB : FEBRUARY (2月)	MAY : MAY (5月)	AUG : AUGUST (8月)	NOV : NOVEMBER (11月)	
	MAR : MARCH (3月)	JUN : JUNE (6月)	SEP : SEPTEMBER (9月)	DEC : DECEMBER (12月)	

(うら)

◆未定の方は「未定」と記入してください。

◆カタカナで記入してください（濁点も同じマスに記入してください。）

◆戸籍どおりにかい書で正確に記入してください。

◆ヘボン式ローマ字活字の大文字で記入してください。上段が姓、下段が名です。

◆該当する枠内に✓印をつけてください。

◆本籍地を記入してください。

この箇所は必ず申請者本人(旅券名義人)が記入してください

◆最後に受け取ったパスポートについて記入してください。

◆成年の方は「5」と記入してください（10年用の申請書にこの欄はありません。）

◆申請日現在の満年齢を記入してください。

◆該当する場合は必ず✓印をつけてください。

◆住民票どおりの住所を記入してください。

◆渡航中の国内の連絡先を記入してください。（一緒に渡航しない人）

◆該当する枠内に✓印をつけてください。

◆「はい」に該当する方は、別途手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

出発予定日 令和 年 月 日 ※主要渡航先の滞在期間 ☐ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① ☐ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に） **記入しないでください**

②の場合は、二重発給が可能な理由を記入してください

今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）

国名 コード

※ 姓・名・父姓（申請者本人の姓・名・父姓を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字で記入してください。姓と名のローマ字表記は、姓と名をそれぞれ別々の行に記入し、姓と名の間にスペースを空けて記入してください。例：GABRIEL TANAKA）

姓 名 父姓

（過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。）

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

法定代理人（親権者、後見人など）署名

本籍地

（1点でよい書類） ☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 籍統等所持許可

（2点必要な書類） ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 健康保険証 ☐ 国民健康保険証 ☐ 船員保険証 ☐ 共済組合員証 ☐ 介護保険証 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ その他写真付きの身分証明書 ☐ 学生証、社員証、公的な資格証明書など

代理 ☐ 非ヘボン ☐ 別名 ☐ 長音表記

疎明資料名 理由

◆令和5年3月27日から申請書の様式が変更となりました。令和5年3月27日の旅券法改正により、申請書の様式が変更となりました。旧様式については、利用することができないためご注意ください。

障害のある方等で署名が困難な場合は、事前にご相談ください。

◆申請者が未成年又は成年後見人の場合は、法定代理人の署名が必要です。未成年者の場合は、親権者である父・母（養子の場合は養親）又は未成年後見人が法定代理人にあたります。法定代理人が遠隔地にいて署名が困難な場合は、旅券申請同意書を添付してください。（用紙は旅券窓口にご覧いただけます。また千葉県ホームページからダウンロードいただけます。）

代理で提出する場合は、この申出書を必ず記入してください。

必ず申請者本人が引受人（代理提出者）の氏名・住所・関係を記入してください。

（例）父 友人 知人 旅行者 など

引受人記入欄は全て代理提出者がかい書で記入してください。

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

私は旅券法第4条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

引受人氏名 山田 花子 申請者との関係 **妻**

引受人住所 千葉市中央区市場町 1-1

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

連絡先電話番号

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 〇 年 〇 月 〇 日

注意事項

- 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。
- この申請による旅券取得が日本国法令の範囲に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（別記第4号様式）

本人確認のための書類（有効な原本に限ります。コピーは不可。） ※下記表①又は②

- 本人確認のための書類は、氏名、生年月日、性別、住所、本籍等が申請書の内容と一致している必要があります。
 ○代理提出の場合は、申請者の本人確認書類のほかに、代理人の本人確認書類も必要です。※代理人は1点で可。
 ○申請者が中学生以下の方で本人確認書類が用意できない場合には、親権者（父又は母）の本人確認書類（下記表①又は②）でも構いません。
 ○該当するものがない方は、必ず事前にご相談ください。

① 1点でよい書類 下記からいずれか1点	② 2点必要な書類（イ欄とロ欄から各1点ずつ又はイ欄から2点 ※ロ+ロは不可）	
	イ	ロ
◆日本国旅券（失効後6か月以内の旅券を含む） ◆運転免許証 ◆運転経歴証明書※ ◆マイナンバーカード（個人番号カード）※ ◆住基カード（写真付きのみ） ◆船員手帳 ◆海技免状 ◆宅地建物取引士証 ◆電気工事士免状 ◆官公庁等職員の身分証明書（写真付きのみ） ◆身体障害者手帳（写真貼替防止のあるもの）	◆健康保険証（健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証）※ ◆後期高齢者医療被保険者証※ ◆介護保険被保険者証 ◆年金証書・手帳（国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書）・基礎年金番号通知書 ◆印鑑登録証明書と登録印	◆学生証（写真付きのもの） ◆会社の身分証明書（写真付きのもの。通行証や外務員証等では受付できません。） ◆公の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの） ◆身体障害者手帳（左記以外） ◆失効旅券（失効後6か月超・本人確認が可） ◆母子健康手帳（中学生以下）

※マイナンバー（個人番号）の通知カードは、本人確認書類として使えません。

※資格確認書でも可

※運転経歴証明書は、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。

ヘボン式ローマ字

※一度登録した旅券の氏名表記は変更できません。姓についてはご家族で綴りが異なることがないように事前に確認してください。

50音											濁音・半濁音				
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ		ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I		GI	JI	JI	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る			ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ		げ	ぜ	で	べ	ぺ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E		GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

拗音											その他				
きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ	ジェ	トゥ	ファ	フォ	ヴ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA	JIE	TOU	FUA	FUO	BU
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ	チェ	ディ	フィ	ヴァ	ヴェ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU	CHIE	DEI	FUI	BUA	BUE
きょ	しよ	ちよ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ	ティ	ウィ	フェ	ヴィ	ヴォ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO	TEI	UI	FUE	BUI	BUO

【ヘボン式ローマ字表記の注意事項】

撥音：「ん」は「N」で表記する。ただし、B・M・Pの前は「M」で表記する。

（例）かんの→KANNO ほんだ→HONDA なんば→NAMBA ほんま→HOMMA

促音：「っ」は子音を重ねる。ただし、CHの前では「T」を置く。

（例）べっぷ→BEPPU いっしき→ISSHIKI えっちゅう→ETCHU はっちょう→HATCHO

長音：「O」や「U」は記入しない。

（例）おおた→OTA さいとう→SAITO ゆうこ→YUKO

ヘボン式によらないローマ字表記

初めての申請に限り長音の表記や外国式の表記等、ヘボン式によらないローマ字の表記を希望することができます。また、国際結婚や外国との二重国籍等の理由により、戸籍上の氏名以外の姓や名を旅券に記載する必要がある場合には、別姓、別名として併記することができます。希望する場合は日本国が発行した書類（配偶者の在留カード等）又は外国の公的機関が発行した書類（出生証明書、婚姻証明書又は家族の外国旅券等）をともに提出してください。

旧姓併記を希望する場合は、併記を希望する姓が旧姓であったことが確認できる戸籍謄本又は、旧姓が確認できる住民票の写しのいずれかをご提出いただくか、旧姓が確認できるマイナンバーカードをご提示ください。

県のパスポート窓口

取扱窓口	所在地	最寄駅	電話番号
千葉県旅券事務所	千葉市中央区新町1000(センシティタワー4階)	JR千葉駅(南口徒歩5分) 京成千葉駅(モノレール口改札徒歩2分)	043-238-5711

※駐車場はございませんので、公共交通機関(電車・バス等)をご利用ください。

※市町の窓口については8ページをご覧ください。

受付時間・所要日数

※旅券は国立印刷局で作成されるため、交通事情等により、交付が遅れる場合があります。

窓口	受付時間		所要日数(平日のみ数えます)
千葉県旅券事務所	申請	月～金 9:00～16:30	申請日から9日目以降
	受取	月・水・金・日 9:00～16:30 火・木 9:00～18:30	
市町窓口 (8ページ参照)	申請	月～金 9:00～16:30	申請日から11日目以降
	受取	各窓口にお問い合わせください。	

※申請の受付は平日のみです。(土曜日・日曜日・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は休みです。)

※千葉県旅券事務所は、日曜日のみ祝日も交付(受取)業務を行います(ただし年末年始を除く。)

※市町窓口の受取の受付時間は各窓口によって異なります。詳しくは「市町のパスポート窓口一覧」をご参照の上、各窓口にご確認ください。

交付(受取)

※旅券は乳幼児であっても、本人でなければ受け取ることができません。

- 旅券は申請した窓口でお受け取りください。申請後の受取場所の変更は一切できません。
- 手数料は、**旅券を受け取る時に**千葉県収入証紙と収入印紙で納めてください。

必要書類	①旅券引換書(申請時に窓口でお渡しします。) ②手数料(旅券引換書に貼付してください。)		
手数料 *通常申請の場合	10年旅券	16,300円	(千葉県収入証紙2,300円、収入印紙14,000円)
	5年旅券	11,300円	(千葉県収入証紙2,300円、収入印紙9,000円)
	5年旅券(申請時12歳未満)※	6,300円	(千葉県収入証紙2,300円、収入印紙4,000円)
	残存有効期間同一旅券	6,300円	(千葉県収入証紙2,300円、収入印紙4,000円)
手数料 *前回未交付失効の場合	10年旅券	22,300円	(千葉県収入証紙4,300円、収入印紙18,000円)
	5年旅券	17,300円	(千葉県収入証紙4,300円、収入印紙13,000円)
	5年旅券(申請時12歳未満)※	12,300円	(千葉県収入証紙4,300円、収入印紙8,000円)
	残存有効期間同一旅券	12,300円	(千葉県収入証紙4,300円、収入印紙8,000円)

●旅券の発給申請手続きが、一部マイナポータルからできます。(オンライン申請)

◎オンライン申請の手数料は以下の通りです。

手数料 *通常申請の場合	10年旅券	15,900円	(千葉県収入証紙1,900円、収入印紙14,000円)
	5年旅券	10,900円	(千葉県収入証紙1,900円、収入印紙9,000円)
	5年旅券(申請時12歳未満)※	5,900円	(千葉県収入証紙1,900円、収入印紙4,000円)
	残存有効期間同一旅券	5,900円	(千葉県収入証紙1,900円、収入印紙4,000円)
手数料 *前回未交付失効の場合	10年旅券	21,900円	(千葉県収入証紙3,900円、収入印紙18,000円)
	5年旅券	16,900円	(千葉県収入証紙3,900円、収入印紙13,000円)
	5年旅券(申請時12歳未満)※	11,900円	(千葉県収入証紙3,900円、収入印紙8,000円)
	残存有効期間同一旅券	11,900円	(千葉県収入証紙3,900円、収入印紙8,000円)

詳しくはホームページをご覧ください。

千葉県 パスポートのオンライン申請

検索



※年齢は誕生日前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります(「年齢に関する法律」(明治35年法律第50号))。
手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し、適用されます。

市町のパスポート窓口一覧（50音順）

取扱窓口(50音順)		所在地	最寄駅	電話番号
あ	旭市役所 市民生活課	旭市ニの2132	JR旭駅から徒歩約10分	0479-62-5326
	我孫子行政サービスセンター	我孫子市本町3-1-2（けやきプラザ1階）	JR我孫子駅南口から徒歩約2分	04-7181-1292
	いすみ市役所 市民課	いすみ市大原7400-1（市役所大原庁舎1階）	JR大原駅から徒歩約12分	0470-62-1114
	市川市パスポートセンター	市川市市川南1-1-1（ザ・タワーズイースト3階）	JR市川駅南口から徒歩約2分	047-712-8440
	市川市行徳パスポートセンター	市川市妙典5-3-1（イオン市川妙典店1番街3階）	東西線妙典駅南口から徒歩約5分	047-711-0451
	市原市役所 市民課	市原市国分寺台中央1-1-1	小湊バスで「市原市役所」下車	0436-23-9803
	印西市中央駅前出張所	印西市中央南1-4-3 （中央駅前地域交流館 コスモスパレット パレットII）	千葉ニュータウン中央駅から徒歩約6分	0476-33-3302
	浦安市役所 市民課	浦安市猫実1-1-1（市役所本庁舎1階）	東京ベイシティバス「市役所前」又は おさんぽバス「浦安市役所」下車	047-712-6244
	大多喜町役場 税務住民課	大多喜町大多喜93	いすみ鉄道デンタルサポート大多喜駅 から徒歩約5分	0470-82-2114
	御宿町役場 税務住民課	夷隅郡御宿町須賀1522	JR御宿駅から徒歩15分	0470-68-6695
か	柏市パスポートセンター	柏市末広町1-1 （柏高島屋ステーションモール新館12階）	JR柏駅西口から徒歩約3分	04-7144-5040
	勝浦市役所 市民課	勝浦市新官1343-1	JR勝浦駅から徒歩約20分	0470-73-6612
	香取市役所 市民課	香取市佐原口2127	JR佐原駅から徒歩約10分	0478-50-1210
	鎌ケ谷市役所 市民課	鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1（市役所1階）	新鎌ケ谷駅から徒歩約7分	047-442-2220
	鴨川市役所 市民生活課	鴨川市横渚1450	JR安房鴨川駅から徒歩約15分	04-7093-7831
	木更津市役所 市民課	木更津市朝日3-10-19（イオンタウン木更津朝日2階）	路線バス「木更津市役所朝日庁舎」 下車	0438-23-7253
	君津市役所 市民課	君津市久保2-13-1 君津市役所1階	JR君津駅から徒歩約10分	0439-56-1132
	鋸南町役場 税務住民課	鋸南町下佐久間3458	JR安房勝山駅から徒歩約8分	0470-55-2112
	神崎町役場 町民課	神崎町神崎本宿163	JR下総神崎駅から徒歩約15分	0478-72-2113
さ	栄町役場 住民課	栄町安食台1-2	JR安食駅から徒歩約10分	0476-33-7704
	佐倉市パスポートセンター	佐倉市宮前3-4-1（ミレニアムセンター佐倉1階）	京成佐倉駅から徒歩約1分	043-308-3325
	山武市役所 市民課	山武市殿台296	JR成東駅から徒歩約7分	0475-80-1260
	酒々井町役場 税務住民課	酒々井町中央台4-11	JR酒々井駅から徒歩約15分 京成酒々井駅から徒歩約20分	043-496-1171
	白井市役所 市民課	白井市復1123	白井駅から徒歩約15分	047-492-1111
	匝瑳市役所 市民課	匝瑳市八日市場ハ793-2	JR八日市場駅から徒歩約20分	0479-73-0086
	袖ヶ浦市役所 市民課	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	JR袖ヶ浦駅から徒歩約7分	0438-62-2970
た	多古町役場 住民課	香取郡多古町多古584	JRバス「多古新町」「多古仲町」下車	0479-76-5401
	館山市役所 市民課	館山市北条1145-1	JR館山駅から徒歩約13分	0470-29-5404
	銚子市役所 市民課	銚子市若宮町1-1	JR銚子駅から徒歩約10分	0479-24-8915
	東庄町役場 町民課	東庄町笹川い4713-131	JR笹川駅から徒歩約20分	0478-86-6070
	富里市役所 市民課	富里市七栄652-1（富里市役所1階）	路線バス「富里農協・富里市役所」 下車	0476-93-4087
な	流山市おおたかの森 市民窓口センター	流山市おおたかの森北1-2-1 スタートおおたかの森ホール内2階	流山おおたかの森駅下車	04-7154-0333
	成田市役所 市民課	成田市花崎町760	京成成田駅・JR成田駅徒歩約10分	0476-20-1525
	野田市役所 市民課	野田市鶴奉7-1	東武野田線愛宕駅徒歩約15分	04-7125-1111
は	富津市役所 市民課	富津市下飯野2443	JR大貫駅から徒歩約20分	0439-80-1253
	船橋市パスポートセンター	船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	JR船橋駅南口から徒歩約3分 京成船橋駅から徒歩約2分	047-423-3430
ま	松戸市パスポートセンター	松戸市松戸1307-1 KITE MITE MATSUDO9階	松戸駅西口から徒歩約3分	047-382-6722
	茂原市役所 市民課	茂原市道表1（市役所2階）	JR茂原駅から徒歩約20分	0475-20-1502
	南房総市役所 市民課	南房総市富浦町青木28	JR富浦駅から徒歩約7分	0470-33-1051
や	八街市役所 市民課	八街市八街は35-29	JR八街駅北口から徒歩約3分	043-443-1120
	八千代市パスポートセンター	八千代市八千代台東1-1-10 ユアエルム八千代台店2階	京成八千代台駅東口から徒歩約3分	047-485-5801
	横芝光町役場 住民課	横芝光町宮川11902	JR横芝駅から徒歩約20分	0479-84-1214

※申請の受付時間は全ての窓口において、月～金（平日）の9：00～16：30です。

※受取の受付時間は市町によって異なりますので、詳しくは各窓口にご確認ください。